

## 岐阜県担い手農地集積促進事業実施要領

### (趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の枠組みの中で農地集積・集約化を推進するためには、担い手の意向を踏まえた基盤整備の実施が必要であるが、基盤整備の賦課金(受益者負担)が足かせとなり、基盤整備が見送られ農地集積が進まないことが見受けられる。農地中間管理事業を効果的に推進させるため、基盤整備に係る賦課金の負担を軽減して基盤整備の実施を促進し、機構を活用する担い手(受け手)が農地を借りやすい環境を整えることで、農地の集積・集約化を図る。

### (事業内容)

第2条 県営中山間地域総合整備事業を実施する地区において、一定の要件を満たした場合に、工事費の地元負担分(市町村負担分を除く)のうち、担い手が農地中間管理機構を活用して新たに借受けた農地に係る賦課金相当額又は事業費の5.5%のうち少ない金額について、県が補助事業者に対して担い手農地集積促進費として補助金を交付する。

### (事業の採択要件)

第3条 県営中山間地域総合整備事業を実施する地区において、当該各路線の受益面積に占める中心経営体への農地利用集積面積が、事業完了時に55%以上となる計画であること。

### (事業の実施手続き)

#### 第4条

ア 当該促進費の助成を希望する補助事業者は、該当する中山間地域総合整備事業の着手までに、事業着手申請書(様式第1号)、農業経営高度化計画及び担い手農地集積促進計画書(様式第2号)を、農林事務所を經由して知事に提出するものとする。

イ 知事は、アの申請について、事業を実施することが適当と認めるときは、申請者に事業着手決定通知書(様式第3号)を通知するものとする。

### (補助事業者)

第5条 当該促進費の補助事業者は市町村・土地改良区とする。

### (促進費の補助)

#### 第6条

ア 補助事業者は、事業完了時までに担い手農地集積達成状況報告書(様式第5号)を農林事務所を經由して知事に提出するものとする。

イ 県は、提出された達成状況報告書により、当該各路線の受益面積に占める中心経営体への農地利用集積面積が55%以上であることを確認し、促進費の補助の適否を決定する。

ウ 県は、提出された担い手農地集積促進実績書により、担い手が農地中間管理機構を活用して新たに借受けた農地に係る賦課金相当額又は事業費の5.5%の内、少ない金額を確認し、補助対象額を決定する。

エ 県は、アの提出について、補助することが適当と認められるときは、別に定める手続きに基づき、事業主体に予算の範囲内で補助金を交付する。

(達成状況の報告)

第7条

補助事業者は、対象事業の完了時の達成状況を調査し、担い手農地集積達成状況報告書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付等の事務について)

第8条 本事業の補助金交付等事務については、「岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱」(平成18年4月1日付け農計第24号)及び「岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領」(平成18年4月1日付け農整第40号)による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

様式第 1 号

平成 第 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者名

担い手農地集積促進事業採択申請書

下記地区において、担い手農地集積促進事業を採択されたく、岐阜県担い手農地集積促進事業実施要領第 4 条アの規定に基づき、下記資料を添えて申請します。

記

- 1 地区名
- 2 農業経営高度化計画及び担い手農地集積促進計画書（様式第 2 号）

様式第3号

平成 第 年 月 日

申請者 様

岐阜県知事

事業着手決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で採択申請のあった下記地区について実施地区として採択したので通知します。

記

1 地区名

様式第4号

平成 第 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者名

担い手農地集積達成状況報告書の提出について

下記地区において、岐阜県担い手農地集積促進事業実施要領第6条（第7条）の規定に基づき、下記資料を添えて報告します。

記

- 1 地区名
- 2 担い手農地集積達成状況報告書（様式第5号）





